

家族に変更があった場合は 被扶養者(異動)届



春は就職のシーズンです。被扶養者のお子様が就職すると、就職先で健康保険に加入します。お子様が就職した場合は忘れずに、手続きを行ってください。

あなたの勤務先の事業主を経由して(被扶養者(異動)届)を提出してください。なお、資格確認書の交付を受けている方はあわせて返却してください。

就職以外にも、こんなときは被扶養者から削除となります

- ◎被扶養者の収入が認定基準を超えた(削除日は収入基準を超えた日)
- ◎家族が雇用保険(失業給付)の受給を開始した(削除日は支給開始日)
※60歳未満は基本手当日額3,612円以上で削除
60歳以上は5,000円以上で削除
- ◎結婚した(削除日は婚姻した日)
- ◎同居が扶養認定の必須条件の被扶養者が別居になった(削除日は別居した日)
- ◎離婚した(削除日は離婚した日)
- ◎別居の家族への仕送りをしなくなったとき、仕送り額が同居家族の収入より少額になったとき(削除日は健保組合へお問い合わせください) など
- ◎家族が死亡した(削除日は死亡日の翌日)
- ◎家族が75歳になった(削除日は75歳の誕生日)
- ◎家族が65歳~74歳で一定の障害があると広域連合の障害認定を受けた(削除日は障害認定を受けた日)

※別居の家族への仕送りについて、手渡しは認められません。預貯金通帳の振込記録や郵便書留の控えなどにより、仕送りの事実を確認します。

公告 第494号
令和8年2月25日

任意継続被保険者に係る標準報酬月額について

令和8年度任意継続被保険者の保険料算出の基礎である平均標準報酬月額を下記のとおり公告します。

記

1. 令和7年9月末平均標準報酬月額 **440,000円**
(平均報酬月額 437,624円)

- (注) 1 任意継続被保険者の保険料の算出基礎である平均標準報酬月額は、毎年9月30日における当組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額に基づき決定しています。
- 2 令和8年4月以降、翌年3月までの加入者については、令和7年9月末の平均標準報酬月額、又は資格喪失時の標準報酬月額のいずれか低い月額により保険料を算出します。
- 3 適用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日